

- ①行事名(コース)など
- ②住所 ③氏名(ふりがな)
- ④年齢 ⑤電話またはFAX番号
- ⑥「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

ハガキ・ファクシミリ等の記入例

- あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所へ) 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
- 連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27
HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

令和4年(2022年)10月15日

せたがや

様々な資金をお貸しします

①応急小口資金

区内に引き続き3か月以上居住している低所得世帯に、治療・冠婚葬祭等で緊急に必要な資金を、15万円(医療費及び災害による復旧支援費用は30万円)を限度に無利子でお貸しします。なお、保証人が必要です。

②母子及び父子福祉応急小口資金

区内に引き続き3か月以上居住している20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭に、災害・病気等で緊急に必要な資金を、10万円を限度に無利子でお貸しします。

③東京都母子及び父子福祉資金

都内に引き続き6か月以上居住している20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭に、経済的自立と扶養している児童の福祉を増進することを目的とした資金をお貸しします。なお、原則として連帯保証人が必要です。

④女性福祉資金

都内に引き続き6か月以上居住している配偶者がいない女性(同様の事情にある場合を含む)に、社会的に安定した生活を図るために必要な資金をお貸しします。なお、保証人が必要です。

問① 総合支所生活支援課(世田谷 ☎5432-2846 FAX5432-3034、北沢 ☎6804-7386 FAX6804-7994、玉川 ☎3702-1734 FAX3702-1520、砧 ☎3482-1390 FAX5490-1139、烏山 ☎3326-6112 FAX3326-6169)
問②～④ 総合支所子ども家庭支援課(世田谷 ☎5432-2915 FAX5432-3034、北沢 ☎6804-7525 FAX6804-9044、玉川 ☎3702-1189 FAX3702-1336、砧 ☎3482-1344 FAX6277-9721、烏山 ☎3326-6155 FAX3308-3036)

「資源・ごみの収集カレンダー」を配布します

対 配布時点で現に居住している区内全世帯及び区の集積所を利用している事業所

配布期間 / 11月1日(火)～30日(水)

備 一世帯・一事業所につき1部配布します。集団回収を行っている団体は、資源の回収日がカレンダーとは異なりますので、ご注意ください。視覚障害のある方等のため、「資源とごみの分け方・出し方」を収録したデジター(CD-ROM)版もご用意しています。詳しくは、お問い合わせください。



対象地区とご利用集積所の所在地が同じであるかをご確認ください。

●カレンダーはご利用の集積所の所在地によって異なります。

問 カレンダーの配布に関すること = ☎ せたがやコール、デジター版に関すること = 清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3253 FAX6304-3341

建築物や家具の耐震化支援制度をご活用ください

昭和56年5月以前に着工した建築物は、大地震に対する安全性が低い可能性があります。首都直下地震等の被害を少なくするために、建築物の耐震化や家具の転倒防止に取り組みましょう。

①建築物の耐震化支援・助成

対 昭和56年5月以前に着工した建築物(このほかにも詳細な条件あり)

●4年度の助成上限額

構造	建築物の用途	耐震診断	補強設計	耐震改修	解体
木造	住宅	診断士を無料派遣	設計・改修合計で130万円*		50万円
木造以外	住宅(分譲マンションは除く)	10～100万円	100万円	200万円	
	分譲マンション			2000～6000万円*	
	住宅以外の建築物	150～300万円	150～300万円	400～6000万円	

*4年度は条件により助成金額が加算されます。

備 耐震診断の前や後に耐震改修アドバイザーを無料で派遣する制度もあります。

共通事項 **備** 要件等詳しくは、パンフレット(防災街づくり課、総合支所街づくり課、出張所・まちづくりセンターで配布)または区のホームページをご覧ください。
問 防災街づくり課 ☎6432-7177 FAX6432-7987

②建築物以外の耐震化支援

耐震シェルター・耐震ベッドの設置費助成(助成上限額30万円)

対 昭和56年5月以前に着工した木造住宅にお住まいの、65歳以上の方、身体障害者手帳1・2級または要介護状態区分(3・4・5)の方(所得制限あり)

備 一部の方に上乗せ助成あり。設置は1階のみ。



▲耐震シェルター



▲耐震ベッド

家具転倒防止器具取付事業者の派遣(器具代・取付費用計2万円分まで支援)

対 65歳以上または身体障害者手帳1・2級の方がいる世帯等
*建築物の建築時期は問いません。

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合

世田谷区発熱相談センター ☎03-5432-2910 (月～金曜(祝・休日含む)午前8時30分～午後5時15分)

東京都発熱相談センター

発熱外来を実施している医療機関リストは、こちらからもご覧になれます▶

症状のご相談 = ☎03-5320-4592 ☎03-6258-5780 (いずれも24時間・多言語対応)

医療機関案内専用 = ☎03-6732-8864 ☎03-6630-3710 ☎03-6636-8900 (いずれも24時間)

FAX03-5388-1396 (電話での相談が難しい方)

症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎03-5432-2111 FAX 03-5432-3022
(平日午前8時30分～午後5時15分)

東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター (毎日午前9時～午後10時・多言語対応)
☎0570-550-571 FAX03-5388-1396 (電話での相談が難しい方)

陽性と
なった方
区のホームページ
新型コロナウイルス感染症陽性となった方へ
(右記二次元コード)をご覧ください。



療養期間終了後も症状が残っている方
([「コロナの後遺症について」]とお申し出ください)

世田谷区コロナ後遺症相談窓口
☎03-5432-2910

(月～金曜(祝・休日含む)午前8時30分～午後5時15分)

*東京都が設置する相談窓口、コロナ後遺症対応医療機関の一覧もご覧になれます(後記二次元コード参照)。



新型コロナウイルス感染症に関して詳しくはこちら▶▶▶